

業務委託仕様書

(令和2年度北五味塚排水機場、開栄樋門ほか2樋門保守点検業務委託)

1 委託業務を行う施設の名称及び所在地

委託業務施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

施設の名称： 北五味塚排水機場、開栄樋門、五味樋門、磯津樋門

所 在 地： 四日市市 楠町吉崎ほか3町 地内

2 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

3 業務内容

別紙「北五味塚排水機場保守点検業務要領」及び「開栄樋門ほか2樋門保守点検業務要領」によるものとする。

4 支払いの方法

委託料は部分払3回以内及び完了払とし、北五味塚排水機場保守点検業務要領第5条及び開栄樋門ほか2樋門保守点検業務要領第6条に定める書類を確認のうえ、受託者からの請求に基づき、3ヵ月毎に支払うものとする。

なお、毎回の支払額は、次の計算方法により求める。

【部分払】

- ① 通常時の業務（保守点検業務）にかかる市の設計額（税抜）の合計に4分の1を乗じて得た額。
- ② 非常時の業務にかかる市の設計単価（税抜）に3ヵ月の実働時間数(※1)を乗じて得た額。
- ③ 上記で求めた直接業務費 (①+②) (※2)に 直接経費、技術経費、間接業務費、諸経費(※3)を加えた合計額を業務価格(※4)とし、毎回の支払額は業務価格に請負比率〔入札額／設計額（税抜）〕を乗じた額(※5)に当該金額の100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を加算した額とする。

【完了払】

委託料総額より部分払いにて支払済の委託料の合計額を減算した額とする。

(※1) 3ヵ月の実働時間数において端数があった場合は切り捨てるものとする。

(※2) 直接業務費(①+②)に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(※3) 直接経費、技術経費、間接業務費、諸経費に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(※4) 業務価格に万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

(※5) 業務価格に請負比率を乗じた額に万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

5 非常時の業務の数量について

北五味塚排水機場、開栄樋門、五味樋門、磯津樋門での非常体制にかかった延べ時間とする。

数量については、実働時間により変更を行うものとする。

なお、完了払時の実働時間数に端数があった場合、各々の時間帯（通常・時間外・深夜）毎に30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

6 本業務の履行に必要な資格

業務に必要な資格は以下のとおりとする。なお、有資格者の重複は妨げない。

- ① 電気工事士（第2種）
- ② 危険物取扱者（乙種第4類）
- ③ ポンプ施設管理技術者

7 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

8 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

9 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的衝壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。